

羽生市告示 乙 第 253 号

国民健康保険税納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり告示する。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過した場合は、その送達があったものとみなす。

令和 8 年 10 月 15 日

羽 生 市 長 齋 藤 万 紀 子

[illegible]

上記の書類は当市国保年金課において保管してありますから、ご来庁のうえ受領して下さい。
なお、受領ないときは掲示を始めた日から起算して7日を経過した日をもって、地方税法第20条の2の規定により、その送達を了したことになります。